

議案第47号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、租税特別措置法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一</p>

新	旧
<p>世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「<u>第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条</u>」とあるのは「又は第36条」と、「同法第31条第1項」とあるのは「同法第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>8～16略</p>	<p>世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「<u>第35条の2第1項又は第36条</u>」とあるのは「又は第36条」と、「同法第31条第1項」とあるのは「同法第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>8～16略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正により、地方税における低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置が創設されたことに伴い、国民健康保険税の賦課に関し、大口町国民健康保険税条例（以下「条例」という。）の一部を改正するものです。

※長期譲渡所得の特例措置の概要

個人が、都市計画区域内にある一定の低未利用土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超え、価額が500万円以下の土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円が控除されるものです。

2 改正の概要

条例附則第6項は、国民健康保険税の所得割の算出方法が規定された条例第3条（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）、第7条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）及び第11条（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）並びに課税軽減額が規定された第26条（国民健康保険税の減額）の規定の適用について、長期譲渡所得に係る課税の特例を有する場合に、条例附則第7項は、短期譲渡所得に係る課税の特例を有する場合に、それぞれ読み替えるものです。

(1) 附則第6項の改正

附則第6項は、「国民健康保険税の所得割額の算出方法の一部」を「長期譲渡所得の課税の特例」に読み替えています。租税特別措置法の一部改正により新たに規定された「第35条の3第1項」を、現行の読み替え規定に加えます。

(2) 附則第7項の改正

附則第7項は、附則第6項の規定を、さらに「短期譲渡所得の課税の特例」に読み替えています。短期譲渡所得の課税の特例に変更はありませんが、附則

第6項の改正と同様、租税特別措置法の一部改正により新たに規定された「第35条の3第1項」を現行の読み替え規定に加えます。

3 施行期日

令和3年1月1日から施行します。